

社会福祉法人東吉野村社会福祉協議会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東吉野村社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬はこれを支弁しない。

(費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償はこれを支弁しない。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。